

豊監報第 31-2 号

平成 31 年 2 月 21 日

豊岡市監査委員 保 田 勇 一

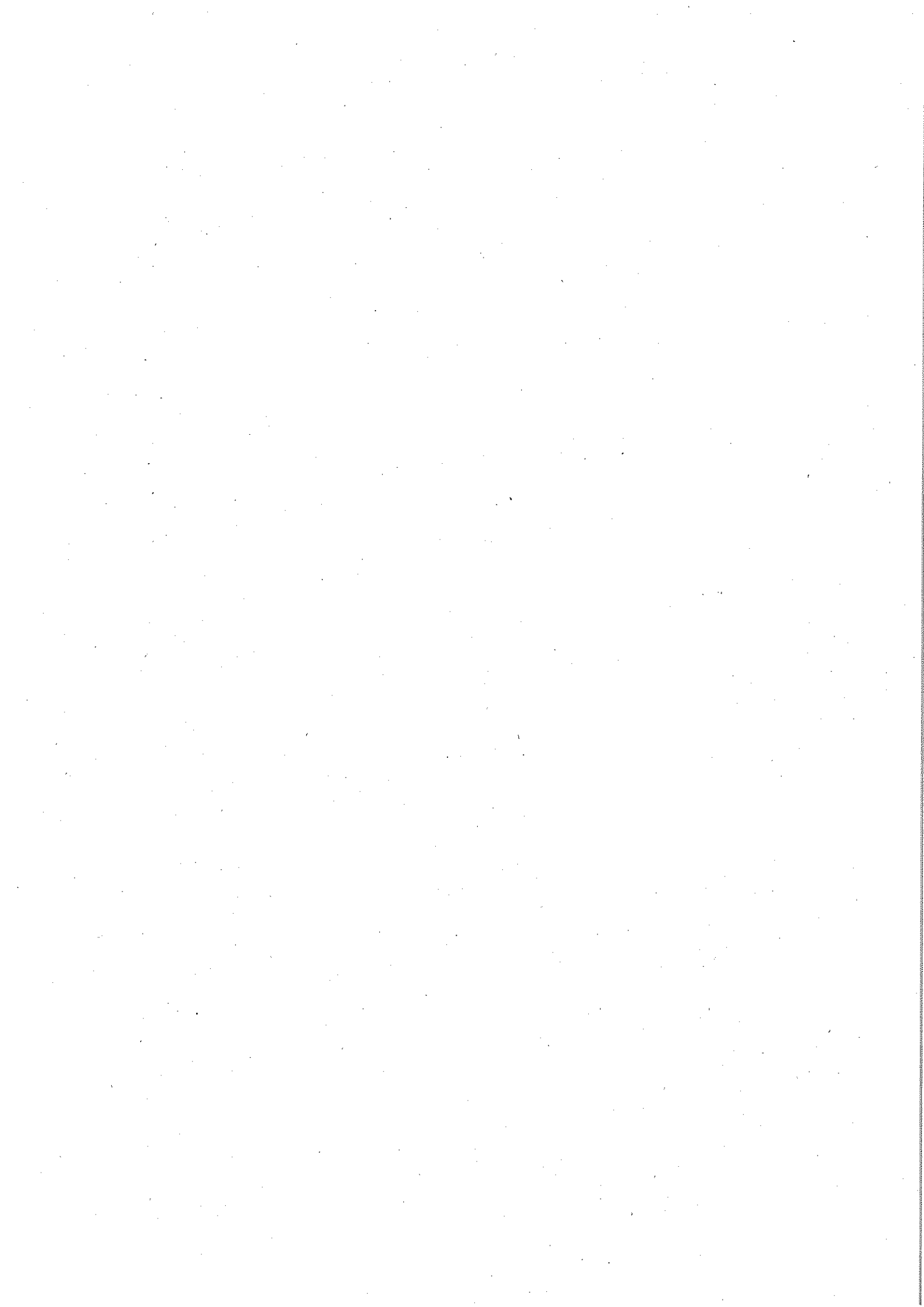
豊岡市監査委員 中 嶋 英 樹

豊岡市監査委員 木 谷 敏 勝

財政援助団体等に対する監査(公の施設の指定管理者監査)結果報告について

( 一般社団法人ノオト )

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき公の施設の指定管理者の監査を行ったので、同条第 9 項の規定により報告書を提出します。



# 財政援助団体等監査結果報告書

## (公の施設の指定管理者監査)

### 第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査（公の施設の指定管理者監査）

### 第2 監査の対象

#### 1 監査の対象（指定管理者）

一般社団法人ノオト

（当該団体の事業に係る環境経済部環境経済課の事務を含む。）

#### 2 指定管理施設

豊岡市立まちなか交流館（「豊岡1925」）

#### 3 選定理由

以下の事由により、当年度の監査対象とした。

- (1) 平成26年度に豊岡市立まちなか交流館が開館し、その効果検証を行う。
- (2) 指定管理者として、豊岡市立まちなか交流館（以下「交流館」という。）の管理を受託しているため、その経理状況等を確認する。

### 第3 監査の目的と範囲

重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況を監査し、その有効性を評価するとともに、当該事務に係る法令及び規程等に準拠し適正で効率的かつ効果的に行われているかを、関係者によるヒアリングや書類等を突合するなどの監査手続を通じて試査する。

特に今回の監査は、一般社団法人ノオト（以下「ノオト」という。）における指定管理やその他関係事務について、適時適切に行われているかという観点から、平成27年4月1日から平成30年11月30日までの期間について、監査の対象範囲として実施した。

また、ノオトに係る環境経済部環境経済課の事務が、関係法令等にのっとり適切に処理されているか検査した。

### 第4 監査の着眼点

監査の実施にあたり、監査の着眼点を次のとおり設定した。

#### 1 公の施設の指定管理者団体関係

- (1) 指定管理に係る事務が、豊岡市公の施設の指定管理者の手續等に関する条例や指定管理者制度に係る運用指針等に基づき適切に事務処理されているか。施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより適切に管理されているか。
- (2) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- (3) 公の施設の管理に係る会計経理は適正に行われているか。
- (4) 出納関係帳簿、記帳は適正に行われているか。
- (5) 利用料金の設定等は適切になされているか。
- (6) 収納事務は適正に行われているか。
- (7) 利用促進のための努力はなされているか。

(8) 地元地域の方々との連携・協力の体制はどうか。

## 2 所管部局関係

- (1) 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等の根拠に基づいているか。
- (2) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- (3) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- (4) 利用料金制を採用している場合、利用料金は合理的なものになっているか。その承認手続きは適正に行われているか。
- (5) 指定管理者からの報告の点検は適切になされているか。
- (6) 指定管理者に対する指導監督は適切になされているか。
- (7) 経営成績及び財政状況を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。
- (8) 指定管理者との連絡・調整等が十分行われているか。

## 第5 監査の主な実施内容

### 1 事前監査（予備調査）の実施

ノオト及び環境経済部環境経済課を対象に、監査委員事務局職員による事前監査（予備調査）を実施した。

事前監査においては、主な着眼点毎に、内部統制の整備状況及び運用状況について、事前監査点検事項を設定する方法により監査を実施した。

(1) 実施日 平成31年1月15日

### 2 監査委員監査（本監査）の実施

(1) 実施日 平成31年1月23日

(2) 監査委員名 監査委員 保田 勇一、監査委員 中嶋 英樹、監査委員 木谷 敏勝

(3) 基準等 豊岡市監査委員監査基準及び監査等の実務ガイドライン（全国都市監査委員会編集）

## 第6 監査の実施場所及び日程

1 監査の期間 平成30年12月3日から平成31年2月18日

2 実施場所 交流館会議室及び現地

## 第7 監査の結果

今回の監査は、交流館について、平成27年度から平成29年度までの3年間の経営状況等や指定管理施設に係る事務について聴取し、関係諸帳簿の検査を実施した結果、ノオトは、公の施設の設置目的に沿った事業を展開している中で経営改善計画にも着実に取組まれているとともに、指定管理施設に係る事務もおおむね適正に執行されていると認められた。

なお、今回の監査における指導事項等は、「6 監査の総括及び所見」に述べているとおりであるので、これらの事項等に関しては改善及び検討を求める。

また、軽易な注意事項等についてはその都度口頭で改善指導したので、記述を省略した。

以下、監査結果は次のとおりである。なお、文中及び各表中の計数は、原則として表示単位未満を四捨五入により端数処理した関係上、合計と内訳の計が一致しない場合がある。

## 1 団体の概要

### (1) 概要

団体の名称	一般社団法人ノオト
団体の所在地	兵庫県篠山市丸山42番地
代表者名	代表理事 金野 幸雄
設立年月日	平成21年2月26日
基金	4,010千円
職員数	代表理事1名、理事2名、社員12名 計15名
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共施設及び公共的施設の維持、管理及び運営に関する事業</li> <li>・ 文化、芸術、教育及び地域の振興等に関する調査、研究、企画等</li> <li>・ 地域社会、地域団体及びNPO等に対する支援に関する事業</li> <li>・ 市民ファンドの運営に関する事業</li> <li>・ 地域環境の保全又は自然環境の保護及び整備に関する事業など</li> </ul>

(注) 平成30年11月30日現在

### (2) 組織・従業員体制

一般社団法人ノオト

代表理事 金野 幸雄、理事 藤原 岳史、理事 西川 清花、監事 安藤 幹根  
顧問 喜多 俊之

## 2 指定管理施設の沿革及び概要等

### (1) 施設の概要（平成29年度指定管理者事業報告書等より）

施設の名 称	豊岡市立まちなか交流館
所 在 地	豊岡市中央町11番22号
施 設 内 容	商工観光関係施設
指定管理期間	平成26年4月1日～平成31年3月31日
指定管理料	なし
選 定 方 法	非公募
料 金 制 度	利用料金
施設の沿革 及び概要	<p>[沿革等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昭和9年11月15日 旧兵庫縣農林商工銀行豊岡支店として建築 建物概要 鉄筋コンクリート造 鉄骨造 2階建 建物面積 820.0㎡</li> <li>・ 平成17年4月1日から豊岡市役所南庁舎別館として利用</li> <li>・ 平成25年9月から平成26年3月まで大規模改修工事を行い、平成26年4月18日に、お菓子をテーマにしたにぎわい・交流拠点「豊岡1925」として竣工。</li> </ul> <p>[概要等]</p> <p>主な施設 ショーケース、レストラン、宿泊室、事務室、 レセプションルーム、多目的室、トイレ等</p>

### (2) 施設の職員配置

一般社団法人ノオト 地域プロデュース担当 1名

施設の管理等総括はノオトの直営であり、宿泊、レストラン、カフェ及び菓子販売の運営に関しては、バリューマネジメント株式会社に一部委託している。

バリューマネジメント株式会社スタッフ

(単位:人)

	サービス	清掃・送迎	キッチン	夜 勤	合 計
社 員	3	-	3	-	6
地域アルバイト	4	3	3 (2)	2	12 (2)
計	7	3	6 (2)	2	18 (2)

〔※ ( ) は内数、サービス兼務〕

(3) 主な実施事業

交流館（「豊岡1925」）は、昭和9年に兵庫縣農工銀行豊岡支店として建築（設計：渡辺節）され、国登録有形文化財（建造物）に登録（平成18年11月29日）されている建物を、平成25年度に総事業費：約196,000千円を費やし改修整備したものである。

整備後の施設運営は、「公募型プロポーザル方式」によりノオトを選定し、市は提案された整備計画に基づき、改修工事（平成26年3月完成）を実施した。

近代化遺産である施設の文化的価値を生かし、市街地の顔として、「お菓子」をテーマにした賑わい拠点施設とし、また、「かぼん」の拠点施設「トヨオカ カバン アルチザン アベニュー」並びに観光客の駐車場としての機能を持つ「まちなかステーション」と連携し、まちなかの集客・回遊性を高め、地域経済に広く好影響を及ぼすことを目指している。

交流館における管理業務の内容は次のとおりである。

- ア 菓子を題材とした地域活性化のための展示会、販売会等の開催及び情報発信に関する業務
- イ 市の文化、風土に培われた菓子、物産等の販売及び飲食の提供に関する業務
- ウ 菓子づくりを通じた地域食材、産品等の新たな活用方策の発掘に関する業務
- エ 市民と来訪者との交流活動に関する業務
- オ 交流館の施設の使用及びその制限に関する業務
- カ 交流館の維持管理に関する業務

3 施設の利用状況

(1) 利用件数

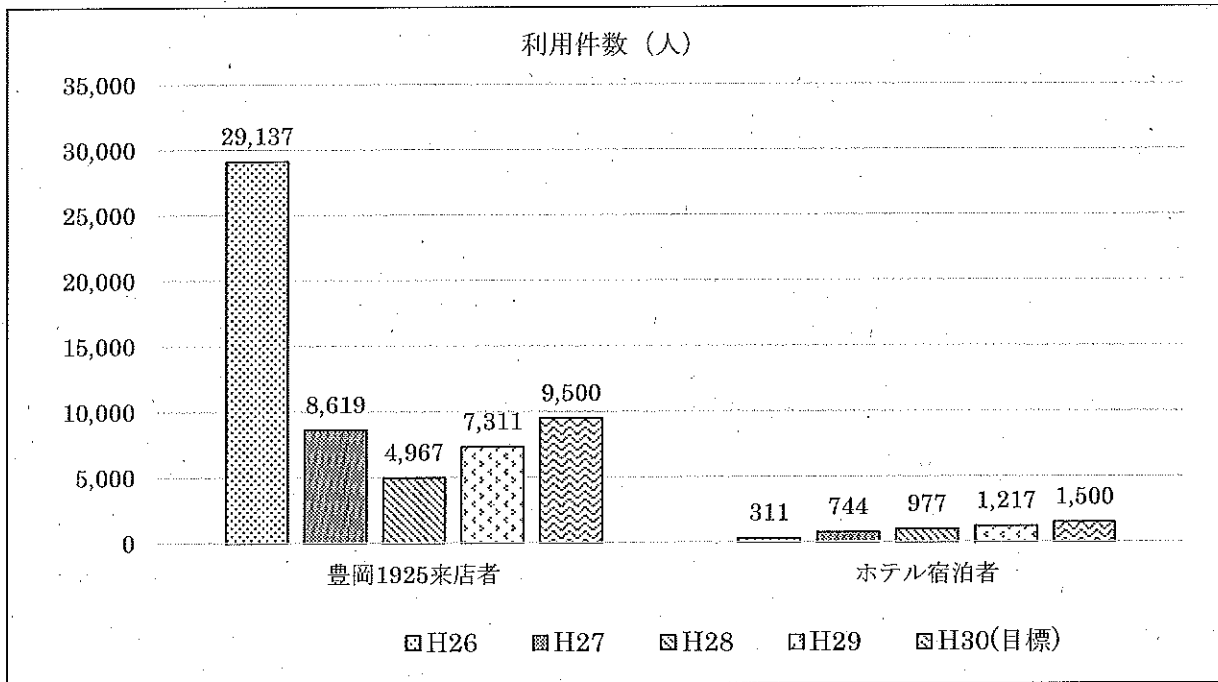
(単位:人)

施設名	平成29年度指定管理者事業報告書より				
	H26	H27	H28	H29	H30(目標)
豊岡1925来店者	29,137	8,619	4,967	7,311	9,500
ホテル宿泊者	311	744	977	1,217	1,500
計	29,448	9,363	5,944	8,528	11,000

※H30は、目標値

※来店者数は、H26は入館者数、H27からはレジ客数

※ 利用件数 (単位:人)



「豊岡1925」 外観



「豊岡1925」 入口

(2) 売上額の推移

(単位:千円)

	H26	H27	H28	H29	H30
飲食売上額	16,850	16,397	14,171	21,684	17,574
菓子販売額	6,017	1,454	782	576	215
婚礼売上額	-	11,083	9,947	18,862	36,457
宿泊売上額	2,805	15,408	19,312	24,378	15,143
売上販売 計	25,672	44,342	44,212	65,500	69,389

※H30は、11月末日現在

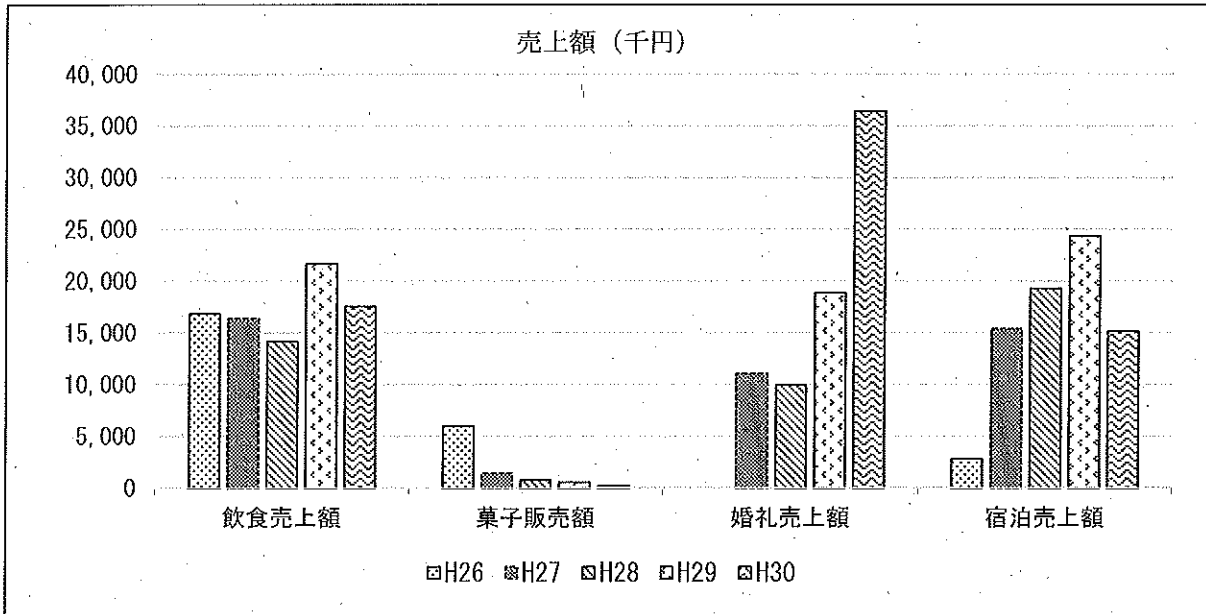
※施設は、平成26年4月18日にオープンした。

※平成27年4月1日から17日までは休館した。

※平成27年度から婚礼事業を開始した。

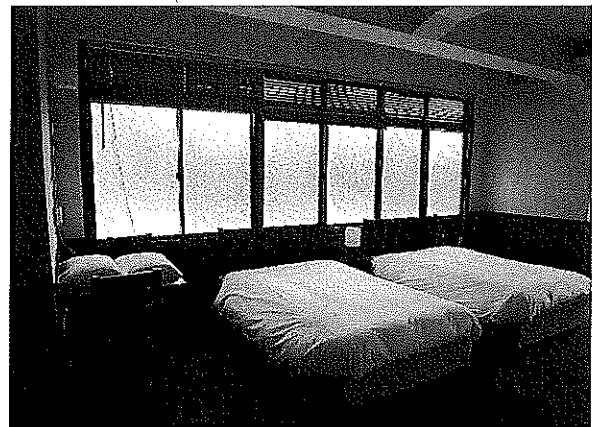
※飲食にはバー、施設利用の収入を含む。

※ 部門別売上額 (単位：千円)



レストランと菓子販売

〔中央左の置時計は「北但大震災」時の発生時刻を示している〕



宿泊は、1階2室、2階3室の計5室

〔すべての部屋にバスタブ、テレビがない「レトロ」な客室〕

4 施設管理の収支状況 (指定管理者事業報告書より)

(単位：千円)

項目	科目	H27	H28	H29
収入の部	指定管理料	0	0	0
	利用料金	3,600	3,600	5,542
	その他の収入	254	166	160
	収入合計 ①	3,854	3,766	5,702
支出の部	人件費	1,130	2,517	3,674
	事務費	216	150	510
	事業費	6,349	4,689	7,013
	施設維持管理費	918	40	40
	支出合計 ②	8,613	7,396	11,237
差引 ①-②		△4,759	△3,630	△5,535

※ 事業費の内容は、融資返済及び利息の計



## 5 主な取組状況

利用者サービスの向上に向けて次の取組みを行っている。

### (1) 利用者ニーズの把握

平成29年度においてはアンケート調査を実施し、423件の回答を得ており、また、オフィシャルホームページへの問合せメール及び宿泊予約サイトの「口（くち）コミ」等からもニーズの把握を行い、利用者からの意見や要望に対しては、積極的に対応並びに見直しに努めている。

### (2) サービス向上及び利用者増に向けた取組

ア 食事及び宴会については「飲み放題付」プランなどを充実させた結果、宴会利用が大幅に増加し、29年度におけるレストラン売上は前年度比較で150%の伸長率となっている。

なお、レストランを含む食事の食材については、その大部分を地元食材でまかなっている。

イ 宿泊については、ビジネス客をターゲットとした「平日限定訳あり素泊まりプラン（通常より安価）」の販売を実施し、平日のホテル宿泊の稼働率アップを目指している（平成30年11月稼働率：75%）。

〔※参考

観光庁が発表した直近の2017年（年間値）の宿泊施設の全国平均稼働率：60.8%。〕

ウ 婚礼部門においては、「ブライダルフェア」、「デザートビュッフェ体験付ウェディング相談会」及び「婚礼フルコース試食会」などの試みにより、平成28年度：4組、平成29年度8組と婚礼会場としての認知が浸透しつつある。

また、婚礼に係る各種情報等について、地域情報誌への広告を出稿するなど、施設の利用促進に向けたPR活動に努めている。

エ 日本屈指の人気と実力のあるシェフ並びに但馬内の人気シェフによる「お菓子教室」及び「講演会（名称：3時のアトリエ）」などを実施している。

お菓子教室及び講演会については、延べ125人の市民が参加しており、一流のお菓子づくりが学べる場所として、認知が広がりつつある。

オ 「みんなのピアノコンサート」については、カフェコンサート（8回）、ディナーコンサート（3回）、19時25分の音楽會（3回）の定期開催を行っている。

コンサートをきっかけに、延べ約700人の市民が来館している。さらにコンサートとセットで「オリジナルスイーツ」を提供することで、お菓子のPRにもつながっている。

カ 指定管理者独自の取組として、人気生活雑貨店の販売イベントを10月に実施しており、来館者が当月においては去年同期対比で194%と大幅に増加し、90万円の売上を得ている。

### (3) 効果的な施設管理に向けた取組

ア 事務の効率化のため予約システムの充実を行い、従来の「手書台帳」への手書き作業時間が6分の1に短縮でき、併せてマッチングミスがなくなり顧客の満足度の向上につながっている。

イ 顧客の対応履歴をパソコンのシステムで一元管理することにより、翌日への引継並びにリピート利用客の過去の履歴を全スタッフが自身で確認することができるようになり、事務の効率化が図られている。

ウ サービススタッフの導線及び各種備品等の配置を改善したことにより、利用者の急な要望及び依頼等に対して対応が迅速に行えるようになった。

エ 日常業務のチェックリストを作成することにより、スタッフ全員が確実に業務を実施することが可能となり、またその内容も質の高いものとなっている。

婚礼事業、宿泊事業の売上が順調で、平成29年度はレストラン・ホテル運営に係る事業の黒字化を実現している。施設の管理等に係る部分については、初期投資の融資返済のため赤字であるが、平成33年度には黒字となる見込みである。

次期指定管理の指定議案（指定の期間：平成31年4月1日から平成36年3月31日）が平成30年12月議会に上程承認され、指定の通知がなされている。次期指定管理の5カ年については、次の3つの施策が示されている。①安定経営に向けた施策として、宴会・婚礼の更なる強化、地産地消の取組の継続、②市民交流に向けた施策として、「みんなのピアノ」の継続・強化、各種展示販売の継続、③菓子強化に向けた施策である。

菓子強化に向けた施策のゴールは、菓子で賑わいを創出することとしている。お菓子の取組みが注目され、菓子職人が集まり、コミュニティをつくり、菓子ビジネスのコミュニティが自主企画として菓子イベントを開催・運営する状態を目指している。

## 6 監査の総括及び所見

指定管理者の経営改善に向けての意識は高く、すべてのスタッフもモチベーションが高く、利用者サービスのさらなる向上と、快適な施設として利用の増進をめざして業務遂行に努めている。

また所管課との連絡調整などの連携については、基本協定に基づきおおむね適切に行われており、監査の対象に係る事務の執行並びに施設管理についても、おおむね適正に行われているものと認められた。

協定書における交流館の業務内容（基本方針）である、「菓子を題材とした地域活性化のための展示会」、「販売会等の開催及び情報発信に関する業務」及び「市民と来訪者との交流活動に関する業務」を念頭に置き、引き続き様々な取組を推進していくことを要望する。

飲食部門では販路の多様化や新規開拓のための営業の強化、特色あるメニューの提供、菓子販売部門では、食べる楽しさ・作る楽しさも含め、来訪者にふれあいや喜びが生まれる場の提供、婚礼部門では、おもてなしをされる楽しみや喜びをゲストに味わってもらえるような結婚式内容の充実と地元カップルへのPR活動の強化、宿泊部門では心身ともにリラックスできる空間の提供、リピーターの確保への積極的な取組を期待する。

交流館は、「お菓子」をテーマにした賑わい拠点施設とすることを目的に誕生したが、所管部署及び指定管理者の総評においては、その役割は十分に果たせていないと評価している。

しかしながら、次期指定管理期間（平成31年度から5カ年）の間に、

- (1) 安定経営のための、①これまでの取組の継続、②宴会及び婚礼のさらなる強化。
- (2) 市民交流のための、①各種展示販売の継続、②「みんなのピアノ」継続・強化。
- (3) 菓子強化に向けて、①お菓子の取組が注目されている、②開業希望者（菓子職人）が集まり共に学ぶ、③菓子ビジネスのコミュニティが自主企画を行う、④お菓子で「賑わいを創出」する。

という考え方の施策を展開することとしている。

今後においては、所管部署並びに関係団体等との連携を図り、菓子部門の事業を強化することで、菓子を題材とした賑わいと交流の拠点としての役割を果たされることを期待する。

### 〔指導事項〕

- (1) 基本協定書第7条（会計区分）において「独立した区分経理を行わなければならない」、また第9条（実績報告書の作成及び提出）第2項において「収支に関する帳票その他本業務に係る記録を整備し、その状況を報告しなければならない」と規定されている。  
提出された実績報告書には「経費の収支状況」として数値が計上されているが、当該内容では詳細な財政状態及び経営成績を分析・把握できない状態である。従って、所管課においては今後、実績報告書の添付資料として交流館の独立採算制度に基づく収支状況の提出を依頼されたい。
- (2) 交流館の設置及び管理に関する条例施行規則に基づく使用許可の申請がなされていない状況が見受けられた。関係法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。
- (3) 交流館には様々な多くの来館者があるが、AED（自動体外式除細動器）は設置されていない状況である。市民や来訪者が重篤な状態となった場合には、救急救命措置のための重要な備品であるため、早急に設置を行うべきである。

### 〔要望事項〕

- (1) 交流館においては、飲食、菓子販売、婚礼及び宿泊部門でそれぞれ特色のあるイベント等の取組がなされ、ホームページ及びフェイスブック等で情報を発信しているが、今後ともより多くの人に各種内容の情報を提供すべく積極的なPRに努められたい。
- (2) 歴史的建造物でもある交流館は、地域にとって特別な場所、旅の目的地となる場所というビジョンを持って運営している。地域の特別な記念日に集まりの場として利用したり、旅人が歴史的建造物に身を置くことでタイムスリップを体感したりすることで高付加価値がついている。  
引き続き、地元関係者及び業者との連携強化に努め、これまでの取組みの継続により安定経営となり、そのうえで交流館が市民の交流の場となることを期待する。



（環境経済課、一般社団法人ノオト、バリューマネジメント(株)による説明）